

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 新居田 弘文

### 1 日時

平成 23 年 2 月 28 日（月曜日）

午前 10 時 1 分開会、午前 11 時 51 分散会

### 2 場所

第 2 委員会室

### 3 出席委員

新居田弘文委員長、熊谷泉副委員長、田村誠委員、佐々木博委員、佐々木順一委員、

工藤大輔委員、平沼健委員、工藤勝博委員、吉田敬子委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

千葉担当書記、熊谷担当書記、小友併任書記、漆原併任書記、伊藤併任書記

### 6 説明のため出席した者

小田島農林水産部長、高前田理事、橋本副部長兼農林水産企画室長、

徳山農政担当技監、須藤農村整備担当技監、竹田林務担当技監、

佐々木水産担当技監兼漁港漁村課総括課長、松岡競馬改革推進室長、

寺島技術参事兼水産振興課総括課長、小岩農林水産企画室企画課長、  
長岡団体指導課総括課長、小田島団体指導課指導検査課長、菊池流通課総括課長、  
杉原農業振興課総括課長、千田農業振興課担い手対策課長、  
工藤農業普及技術課総括課長、沼崎農村計画課総括課長、伊藤農村建設課総括課長、  
千葉農産園芸課総括課長、小野農産園芸課水田農業課長、山田畜産課総括課長、  
千葉畜産課振興・衛生課長、堀江林業振興課総括課長、藤川森林整備課総括課長、  
阿部森林整備課整備課長、佐賀森林保全課総括課長、五日市水産振興課漁業調整課長、  
菅原競馬改革推進室競馬改革推進監、大友競馬改革推進室特命参事、  
平野競馬改革推進室特命参事

## 7 一般傍聴者

なし

## 8 会議に付した事件

### (1) 議案の審査

議案第 56 号 平成 22 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 58 号 平成 22 年度岩手県農業改良資金特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 59 号 平成 22 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 60 号 平成 22 年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 61 号 平成 22 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 71 号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

議案第 72 号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

議案第 84 号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

議案第 85 号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(2) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○新居田弘文委員長 おはようございます。ただいまから農林水産委員会を開会いたします。佐々木順一委員は若干おくれるとのことですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに議案の審査を行います。議案第 56 号平成 22 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）中、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費のうち農林水産部関係、第 11 款災害復旧費中、第 1 項農林水産施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費中、第 6 款農林水産業費のうち農林水産部関係、第 11 款災害復旧費中、第 1 項農林水産施設災害復旧費、第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、1 追加中 3 及び 4、2 変更中 1 及び 2、議案第 58 号平成 22 年度岩手県農業改良資金特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 59 号平成 22 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 60 号平成 22 年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 61 号平成 22 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 71 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて及び議案第 72 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求める

ことについて、以上7件の予算議案を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○橋本副部長兼農林水産企画室長 農林水産部の予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案（その5）の冊子でございます。1ページをお開き願います。議案第56号平成22年度岩手県一般会計補正予算（第6号）であります。7ページをお開き願いまして、第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、農林水産部が所管する予算は6款農林水産業費の補正予算額8億5,350万4,000円の増額のうち、県土整備部所管分の935万5,000円の減額を除いた8億6,285万9,000円の増額と、9ページの11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の20億7,138万1,000円を減額しようとするものであります。

今回の補正は、国庫補助金等の確定や国の補正予算に呼応した公共事業費の追加に加え、地域活性化・きめ細かな交付金等、国の二つの交付金を活用した県有施設の修繕、機器整備等の実施、また、先般の気象災害以外に大きな災害が少なかったことなどに伴う災害復旧費の減額、その他、事業の執行に伴う調整など、事業の執行上、今回補正を要するものについて合わせて12億852万2,000円を減額しようとするものであります。この結果、当部で所管する一般会計予算額は、補正前の予算額と合わせて667億9,884万7,000円となるものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業別の金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に簡潔に御説明申し上げます。

予算に関する説明書の130ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費であります。1目農業総務費は1億3,495万4,000円の増額で、その主なものは、国土調査事業費の確定等によるものであります。

次に131ページに参りまして、2目農業金融対策費は3,614万2,000円の減額で、農業経営改善促進資金貸付金など、農業関係貸付金の融資実績の確定等によるものであります。3目農業構造改善対策費は1,033万3,000円の減額で、その主なものは、ふるさと雇用再生特別基金を活用した都市農山漁村交流拡大事業費の確定等によるものであります。

次に132ページをお開き願いまして、4目農業改良普及費は9,098万4,000円の減額で、その主なものは、人件費など農業改良普及センターの管理運営に要する経費の確定等によ

るものであります。5目農業振興費は1億3,925万1,000円の減額で、その主なものは、説明欄の中ほどの中山間地域等直接支払事業費で、国からの交付金の確定に伴い直接支払等交付金を減額しようとするものであります。

次に133ページに参りまして、6目農作物対策費は1億5,065万9,000円の減額で、その主なものは、説明欄三つ目の強い農業づくり交付金であり、国の採択とならなかったものなど事業費の確定等によるものであります。7目畑作振興費は3,053万3,000円の減額で、その主なものは、説明欄三つ目の県北・沿岸施設園芸団地形成支援事業費であり、国の採択とならなかったものなど事業費の確定等によるものであります。

次に134ページをお開き願います。9目植物防疫費は27万5,000円の減額で、病虫害防除対策指導に要する経費の確定等によるものであります。10目農業協同組合指導費の220万9,000円の減額は、農業協同組合の指導監督等に要する経費の確定によるものであります。

次に135ページに参りまして、11目農業共済団体指導費の6万円の減額は、農業共済組合の指導等に要する経費の確定によるものであります。12目農業研究センター費の7,617万6,000円の増額及び136ページの13目農業大学校費の43万2,000円の減額は、各施設の修繕等を実施するほか、管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

次に138ページをお開き願います。2項畜産業費であります。1目畜産総務費は1億112万8,000円の減額で、職員の人件費など管理運営に要する経費の確定等によるものであります。2目畜産振興費は、1,620万2,000円の減額であり、その主なものは、説明欄の中ほどの家畜畜産物価格安定対策事業費で、事業費の確定等によるものであります。

次に139ページに参りまして、3目草地対策費は326万5,000円の減額で、団体営畜産経営環境整備事業費補助の確定等によるものであります。4目家畜保健衛生費は764万7,000円の増額で、その主なものは、次のページ説明欄一つ目の家畜保健衛生所施設整備費であり、県有施設の修繕経費の確定等によるものであります。5目農業研究センター費は9,735万7,000円の増額で、畜産研究所及び種山畜産研究室の家畜関連施設、設備の修繕等を実施するほか、管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

次に142ページをお開き願います。3項農地費であります。1目農地総務費は1,113万9,000円の増額で、人件費等、管理運営に要する経費の確定等によるものであります。2目土地改良費であります。補正額6億8,828万8,000円の増額のうち、当部の所管に係る補正予算額は6億9,764万3,000円の増額であります。この主なものは、説明欄六つ目の

経営体育成基盤整備事業費、さらに六つ下の水質保全対策事業費など、国の補正予算に呼応した公共事業費の追加を行うほか、事業費の確定等によるものであります。

次に 143 ページに参りまして、3 目農地防災事業費は 7 億 1,969 万 8,000 円の増額で、その主なものは、説明欄一つ目の防災ダム事業費、その下のため池等整備事業費など、国の補正予算に呼応した公共事業費の追加を行うほか、事業費の確定等によるものであります。

次に 144 ページをお開き願います。4 目農地調整費は 7,215 万 9,000 円の減額で、その主なものは、人件費等、管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

次に 145 ページに参りまして、4 項林業費であります。1 目林業総務費は 3,198 万 6,000 円の減額で、その主なものは、説明欄四つ目の県有林事業特別会計操出金の確定等によるものであります。

次に 146 ページをお開き願います。2 目林業構造改善対策費は 662 万 7,000 円の増額で、人件費の確定によるものであります。3 目林業振興指導費は 4 億 2,251 万円の減額で、その主なものは、説明欄の中ほどの森林整備加速化・林業再生事業費であり、事業実施主体の取りやめなど、事業費の確定等によるものであります。

次に 147 ページに参りまして、4 目森林病虫害等防除費は 3,370 万 7,000 円の減額で、里山再生松くい虫被害特別対策事業費補助の確定等によるものであります。5 目造林費は 1 億 9,495 万 9,000 円の減額で、森林整備事業費補助の確定等によるものであります。

次に 148 ページをお開き願います。6 目林道費は 880 万 8,000 円の増額で、その主なものは、林業地域総合整備事業費の確定等によるものであります。

次に 149 ページに参りまして、7 目治山費は 2 億 7,783 万 5,000 円の減額で、その主なものは、治山事業費及び地すべり防止事業費であります。これは、例年に比べ新たな被災箇所が少なかったことなどにより事業費を減額しようとするものであります。8 目林業技術センター費は 3,033 万 3,000 円の増額で、県有施設の修繕を行うほか管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

次に 151 ページをお開き願いまして、5 項水産業費であります。1 目水産業総務費は 7,106 万 4,000 円の増額で、人件費のほか説明欄三つ目の水産科学館の施設修繕等、管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

次に 152 ページをお開き願います。2 目漁業構造改善対策費は 8,152 万 7,000 円の減額で、その主なものは、説明欄二つ目の強い水産業づくり交付金の確定等によるものであります。3 目水産業振興費は 1,717 万 7,000 円の増額で、その主なものは、説明欄五つ目の水産業改良普及費の確定等によるものであります。

次に 153 ページに参りまして、4 目水産業協同組合指導費は 1,507 万 6,000 円の減額で、その主なものは、説明欄の一番下、漁業経営維持安定資金利子補給等、事業費の確定等によるものであります。5 目漁業調整委員会費の 2,591 万 8,000 円の増額及び 6 目漁業調整費の 844 万 9,000 円の減額、また 154 ページをお開き願ひまして、7 目漁業取締費の 1,853 万 7,000 円の減額は、いずれも人件費など管理運営に要する経費の確定等によるものであります。8 目水産技術センター費の 4,933 万 7,000 円の増額は、アワビ、ウニ、ヒラメ等の種苗生産拠点である栽培漁業センターの施設、設備の修繕等を実施しようとするものであります。

次に 155 ページに参りまして、9 目内水面水産技術センター費は 57 万 3,000 円の減額で、管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

次に 156 ページをお開き願います。10 目漁港管理費は 3,986 万 2,000 円の増額で、県管理漁港施設の維持修繕を実施するほか、管理運営に要する経費の確定等によるものであります。11 目漁港漁場整備費は 6 億 791 万円の増額で、その主なものは、説明欄一つ目の地域水産物供給基盤整備事業費や、その下の広域漁港整備事業費など、国の補正予算に呼応した公共事業費の追加を行うものであります。

次に、大きく飛びまして 208 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費であります。1 目農地及び農業用施設災害復旧費は 15 億 7,990 万 6,000 円の減額であります。説明欄一つ目の農地等災害復旧事業費、その下の団体営農地等災害復旧事業費など、被災額が例年に比べ少なかったことなどから所要額を減額するものであります。2 目林道災害復旧費は 2 億 1,120 万 2,000 円の減額で、事業費の確定に伴う減額補正であります。

次に 209 ページに参りまして、3 目治山災害復旧費は 1 億 3,298 万 1,000 円の減額であり、また次のページに参りまして、4 目漁業用施設災害復旧費の 2,000 万円の減額は、いずれも年度内に復旧が必要な災害が発生しなかったことから、全額を減額するものであります。5 目漁港災害復旧費は 1 億 2,729 万 2,000 円の減額で、事業費の確定に伴う減額補正であります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その5）の冊子に戻っていただきまして、15ページをお開き願います。第2表繰越明許費の表中、当部の所管は15ページから18ページまでの6款農林水産業費の129億2,000万1,000円のうち、県土整備部所管の3,905万円を除いた128億8,095万1,000円及び24ページの11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の1億1,504万4,000円の計129億9,599万5,000円を翌年度に繰り越ししようとするものでありますが、これは、国の補正予算に呼応して実施する公共事業のほか、計画調整や工法検討などに不測の日数を要し、年度内完了が困難になったことなどによるものであります。なお、国の補正予算による事業の追加や、地域活性化・きめ細かな交付金などの国交付金の活用による今回の補正予算計上に伴う繰越事業及びその金額は、15ページの1項農業費の二つ目、農業改良普及センター管理運営など37事業、36億9,824万2,000円であります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。25ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正の1追加の表中、3治山事業及び4広域漁港整備事業の2件並びに27ページの2変更の表中、1農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給及び2漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給の2件が当部の所管であります。このうち変更の2件については、今年度内の融資見込みの増に伴うもの、その他の事業は国の予算に対応するものであり、それぞれ債務負担行為を追加、変更しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。33ページをお開き願います。議案第58号平成22年度岩手県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）についてありますが、歳入歳出それぞれ206万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ6億6,546万7,000円とするものであります。これは、貸付金の確定等に伴い補正しようとするものであります。

次に36ページをお開き願います。議案第59号平成22年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第2号）についてありますが、歳入歳出それぞれ4,532万6,000円増額し、予算の総額をそれぞれ40億8,103万6,000円とするものであります。これは、県有林事業等の事業費の確定のほか、地域活性化・きめ細かな交付金を活用し作業道補修などを実施しようとするものであります。

次に39ページをお開き願いまして、第2表繰越明許費であります。これは、ただいま御説明いたしました国の交付金を活用した作業道補修等の事業について、翌年度に繰り越ししようとするものであります。

次に40ページをお開き願いまして、議案第60号平成22年度岩手県林業改善資金特別会

計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億9,259万4,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ11億8,540万2,000円とするものであります。これは、貸付金の確定等に伴い補正しようとするものであります。

次に43ページをお開き願います。議案第61号平成22年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ51万1,000円を増額し、予算の総額をそれぞれ8億5,521万8,000円とするものであります。これは、資金の運用益の確定等に伴い補正しようとするものであります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。75ページをお開き願います。議案第71号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは、かんがい排水事業ほか5事業の農業関係の建設事業に要する経費の額の変更等に伴い、受益市町の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に79ページをお開き願います。議案第72号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは、地域水産物供給基盤整備事業の水産関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市の負担金の額を変更しようとするものであります。

以上で予算関係議案についての説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○新居田弘文委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤大輔委員 それでは部長にお伺いしたいと思います。最後の定例会の予算審議となり、平成22年度の国からくるもののすべてが確定して、補正を新たに組んだような状況ですけれども、予算等が確定した状況を踏まえ、平成22年度に農林水産部がつくった予算案、それがどのような形で推移したか、平成22年度の予算に関する部長の率直な所感と、それを踏まえ厳しい第一次産業の分野をどのように立ち直すかということと来年度の予算要求をしていったのか、お伺いしたいと思います。

○小田島農林水産部長 平成22年度の予算、全体的に見ますと平成21年度に比較し公共事業費等、非常に厳しい状況に置かれたわけでございますが、まず公共事業について申しますと、例えば東北農政局の局繰越予算等も活用しまして、何とか必要な工事等を進めてきたところでございます。そういう厳しい状況の中ではございますが、公共事業については選択

と集中を図りながら事業実施に努めたと考えてございます。

それから、国の大きな制度改正がございました。米の個別所得補償制度、このモデル事業が発したということでございます。来年度は本格実施するということでございまして、こういうものに対応していくということが必要であろうと考えてございます。それは、農業ばかりではなくて林業、水産業についても同様でございまして、そういうことについてきちっと対応していくと、取り組んでまいりたいと考えてございます。

いずれ骨格予算でありますので、来年度につきましては、政策的な経費は緊急的なもの以外は6月に回すことになっているところでございますが、農林水産業は非常に厳しい状況にございますので、必要な予算を組みつつ、何とか元気が出るような、そういう形で振興を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○工藤大輔委員 急に大きい質問して……。最後の事業費が確定したということもあって、そういった意味で所感をお伺いしたところであります。災害もあつたり、また国の制度が大きく変わる中であつて今後新しい展開が進んでいくわけであり、これに先駆けて岩手の第一次産業が他の都道府県におくれをとることなく、しっかりとした強い体制を構築できるように、農林水産部として来年度の予算要求もしっかり行っていただきたいと思ひます。また、今回1億円規模で採択にならなかつた事業があつたり、事業者が途中でやめたというような説明が先ほどあつたわけですが、その主な理由を改めてお伺いできればと思ひます。

○堀江林業振興課総括課長 ただいまの2月補正予算の説明の中で、林業関係で一部事業費の取りやめという御説明を申し上げましたが、その点について私のほうから御説明させていただきます。

これにつきましては、事業名は森林整備加速化・林業再生事業費を活用した事業でございまして、県産材活用促進緊急対策事業費というものがございまして、これにつきましては、全体で事業費の減額は1億円を超えるかなり大きいものでございまして、実際に事業が取りやめになりましたのは、そのうちの一部でございまして、一部林業関係事業体で、みずからの経営計画の見直しということがございまして、当初予定をしておりました木材加工流通等施設整備というものでございまして、その部分については金額にしますと約3,800万円の減額になります。それ以外の減額につきましては、事業年度を繰り越しまして、来年度改めて実施するもの、あるいは事業計画の変更による事業内容の見直しで金額を減額したものがございまして、その事業成果については変わるものではございませぬ。私どもとすれば事業体のほうの意向をよく踏まえながら、できるだけ計画的な事業執行ができるように

指導、助言してまいりたいと考えております。

○杉原農業振興課総括課長 農業関係で1億円以上の補正ということで、まず1点目なのですが、中山間地域等直接支払制度の関係の事業費は1億5,800万円程度減額になっています。これは、今年度が第3期対策の初年度ということでございまして、平成22年度は新たに初年度ということで、当初の見込みを市町村から集めて、前の制度に比較しまして105%ぐらいの増加を見込んで市町村も頑張ったというところでございますけれども、結果が実績として第2期対策程度の面積にとどまったということでございます。制度も拡充して、1ヘクタール要件など変わったところもありまして市町村も見込んだところでございますけれども、増加に及ばなかったというところが中山間の直接支払制度だと思います。

○千葉農産園芸課総括課長 私のほうから強い農業づくり交付金の関係を御説明いたします。1億7,200万円強の減額になっております。これにつきましては、国の交付金を活用しまして必要な機械、施設ですとか、共同利用施設を整備するというような事業内容となっておりますが、平成22年度につきましては本県から4件の応募をしまして、4件とも採択されなかったという形です。これにつきましては、国のほうで予算額が100億円程度減額になったこと、要は、全国的にも応募件数が非常に多かったというような状況で、このような結果になったわけでございます。

ただ、最終的にであります、4件のうち2件は国の緊急の補正対応の事業等を活用しましたし、1件につきましては県単事業で整備することにしておりますので、4件のうち3件については事業実施しております。2件につきましては、平成23年度に継続して要望しようという形になっております。

○小田島農林水産部長 総じてのお答えになろうかと思いますが、当初予算で事業を組むに当たっては、事業体の要望等も十分お聞きしながら、例えば国庫事業につきましては国への協議等を行いまして事業推進を図っているところでございますが、いろんな事情と予算の枠の関係ですとか採択の順位ですとか、そういうことがございまして、最終的に2月の段階で減額になるということがございます。そういうものにつきましては、可能な限り早い段階で事業の状況を把握しつつ、例えば組みかえなりをして機敏に対応すると同時に、次の年につながるような形で事業を執行することに心がけもしたいと考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○熊谷泉委員 私のほうから1点お伺いをいたします。147ページの4目の森林病虫害等防除費で、里山再生松くい虫被害特別対策事業費補助の3,316万円の減額というのがありますが、この背景がどういうものなのか、ちょっとお伺いをいたしたいと思っております。

○藤川森林整備課総括課長 この約 3,370 万円ということなのですが、これにつきましては、大きな部分で市町村が実施主体になって、取りまとめて事業を実施するわけですが、一関市で約 2,000 万円、これが市町村の都合といいますか、執行体制が整わなくて、できなかった部分がありました。そのほか一関市ですとか、あと盛岡市で若干の追加の執行残が出ています。

○熊谷泉委員 これは定額補助のようですが、今のお話だと、市町村のほうで予算手当てができなかったということでもよろしいですか。これは、来年度に向けて市町村で新たに事業を続けるという意味合いでもよろしいですか。

○阿部整備課長 市町村におきまして、やはり来年度これを継続するという事になっておりますので、今回は一たん補正して減額いたしますが、来年度改めて計上するというふうに聞いております。

○工藤勝博委員 私は特別会計のほうで、農業改良資金と林業改善資金は減額ということになってはいますが、この背景は資金需要が少なかったという原因なのではないでしょうか。その辺の詳しいところを聞いてみたいと思います。

○長岡団体指導課総括課長 農業改良資金につきましては、資金需要がここ数年低迷しているということで、このような減額をすることにしたものでございます。林業改善資金についても同様でございます。

○工藤勝博委員 今のお話のように、年々資金需要が減ってきているということで、次年度の計画も多分そういう形になると、年々細くなっていくのが懸念されますけれども、その背景にはどういうことがあるのか、もしわかれば教えてもらいたいです。

○長岡団体指導課総括課長 農業改良資金につきましては、単に低利ないしは無利息の資金が使えることになったものですから、総体的に農業改良資金の有利性が薄れたものというふうに承知しております。林業改善資金につきましては、正直申しまして余り詳しい分析をいたしておりませんでしたので、今後検討課題とさせていただきたいと思っております。

○工藤勝博委員 有利な制度資金であると思っておりますけれども、需要がないというのは現場の声を酌み取ってない部分も多分あるかと思うのです。私も実際利用させていただいてはいますが、その事業に合った金額とか要件も含めて、改善すべき点は改善しなければ、せっかく意欲を持って取り組もうとしていても、そういう一つのハードルに当たるという

こともあると思うのです。その辺もいろいろ検討してみる必要があるのではないかと思います。そういうことで、今の農業も林業も、やはり事業体が意欲を持って取り組めないという現実もあるかと思うのです。その辺も含めて、現場の農業改良普及センターとか林業技術センターの皆さんからもいろいろ御指導があればいいのかなと思いますので、その辺よろしくお願いします。

○新居田弘文委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 84 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○寺島技術参事兼水産振興課総括課長 それでは、お手元の議案第 84 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについての資料により御説明いたします。

まず、第 1 の提案の理由でございます。水産技術センター所属の調査船岩手丸が、平成 22 年 11 月 16 日、普代村黒崎沖で実施したトロール調査—このトロール調査というのはタラ

類の資源量を推定するためのもので、底引き網を用いた調査であります。この調査の際に、田野畑村漁業協同組合所属の〇〇〇〇氏所有の龍宝丸が前日に海底に設置してあったタラ刺し網を、トロール網で絡めて流失させる被害を与えてしまいました。この被害を与えたことによる損害賠償請求事件について和解するとともに、これに伴う損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

2の損害賠償及び和解の相手方は、下閉伊郡田野畑村羅賀〇〇〇〇、〇〇〇〇。損害賠償の額は70万600円であります。和解の内容は、損害賠償の額を上記のとおり70万600円とし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないこととするものであります。

この損害賠償の原因であります今回の事故に至った原因は、下記の(1)から(3)のとおりでありまして、まず3行下の(1)ですけれども、岩手丸がトロール調査実施前に、付近を航行する漁船等に対し注意喚起の無線連絡を行ったのですが、〇〇〇〇氏所有の龍宝丸が現場にいなかったため、刺し網の位置を正確に把握できなかったこと。また(2)、調査に当たっては、周辺を監視し、刺し網に設置された赤色浮玉を避けたものの、2メートル程度の波高があったこともあって、700メートルから800メートル先の沖側の黒色浮玉を視認できなかったこと。さらには(3)、当日、船員が1名年次休暇を取得していたため、見張り体制が不十分であったことなどによるものであります。

この過失割合につきましては一同じ1ページですが下から10行ほど上の、5の損害賠償の原因の1行目の中ほどに戻っていただきまして、過失割合につきましては、刺し網設置場所の事前通告制度など法的な規制がないこと、岩手丸からの無線連絡に対する応答義務を〇〇〇〇氏に問うことが困難なことから、専ら県の過失と考えるものであります。

次の2ページをお開き願います。6今後の対応についてであります。刺し網の場合は海面から漁具が見えないため、刺し網の両端の浮玉標識を見逃してしまうと事故につながりやすいことから、今回の事故を教訓として次の(1)から(3)の再発防止の取り組みに着手しております。まず、情報交換の徹底であります。これまで調査開始直前に行っていた無線連絡による情報交換に加え、職員による各漁協、無線組合等への事前連絡を徹底すること。次に、漁労作業前の見張り体制の強化であります。調査時は通常ブリッジの3名が操船と見張りを兼ねております。トロール調査など多くの人手が必要な場合には、もう1隻の調査船、北上丸の乗組員を臨時的に乗船させて見張り体制の充実を図ること。さらに、調査中止の判断であります。十分な見張り要員を確保できない場合や、調査予定海域でガスがかかたりして視認性が悪化した場合などには、船長判断で直ちに調査を中止すること。こ

これらの取り組みを、今後徹底してまいりたいと思っております。以上で御説明を終わります。

○新居田弘文委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 85 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○佐賀森林保全課総括課長 それでは御説明いたします。議案第 85 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明いたします。

本事案は、平成 22 年 12 月 22 日午後 11 時ころ、釜石市箱崎町の県有防潮林箱崎事業区に立っておりますクロマツ 1 本が強風により倒れ、隣接する〇〇〇〇氏所有の家屋 2 棟の屋根の一部を破損させたことから、損害賠償請求事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定めるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

損害賠償及び和解の相手方は、釜石市箱崎町に在住の〇〇〇〇氏で、損害賠償の額は 62 万 5,800 円であります。和解の内容は、損害賠償の額を 62 万 5,800 円とし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないこととするものであります。

損害賠償の原因ですが、県有防潮林内のクロマツが強風にあおられ倒れたものであります。倒れたクロマツを検証した結果、樹幹を支えていた根の枯死に原因があったものと判断され、県有防潮林の管理者である県に管理瑕疵があったと認めざるを得ないことから、国家賠償法第 2 条第 1 項に基づき損害賠償をするものであります。

今後の対応についてですが、林木の根張りの状況や樹幹の傾き、枝葉の枯れぐあいなどを調査いたしまして、倒伏などの危険のある立ち木については伐倒などの措置を講じて、隣接住民の安全を確保するとともに、後継樹の植栽など林木の更新を図り、県有防潮林の設置目的に沿うよう機能の保全に努めることとしております。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○新居田弘文委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。以上をもって議案の審査を終わります。

この際、執行部から、いわて純情米の新たな戦略についてほか 2 件について発言を求めら

れておりますので、これを許します。

○千葉農産園芸課総括課長 それでは、いわて純情米の新たな戦略について御説明を申し上げます。

これまで、平成20年に策定いたしました、いわて純情米生産・販売戦略に基づきまして、県産米を全国有数のブランドとして確立するための取り組みを展開してきたところですが、ここに来まして米の需給緩和による米価の低落や産地間競争の激化など、米を取り巻く環境が急激に変化しているところでございます。

このため、米価低落等の課題解決に向けまして昨年11月に、いわて純情米の新たな戦略検討委員会を設置したところでございます。このメンバーとしましては、箱囲みにありますように、県、それから販売の大半を担う全農いわて、生産者を代表する立場として県内のJAというような構成で委員会を設置しております。この委員会におきまして、現行戦略の取り組みの検証と、ここに来まして米を取り巻く環境の変化を踏まえまして種々検討いたしまして、本年2月に新たな戦略を策定したところでございます。この間に、箱囲みにありますが、12月14日には本県と取引があります主要卸業者に、概要について御説明して意見をいただきまして、意見も反映させたような形で戦略としてまとめたところでございます。

戦略のポイントでございます。消費者、実需者に支持され、売り切ることのできる県産米の産地確立というものを目標にしているところでございます。計画期間は平成23年度から平成25年度までの3年間、そして、次の六つの戦略に取り組むこととしております。大きく分けまして生産戦略と販売戦略の二つ、さらにその中で三つずつの戦略になっております。これにつきましては、後ほど別葉で御説明いたしたいと思っております。

3の今後の対応についてでございます。今後、新たな戦略に基づく行動計画を速やかに策定しまして、戦略の実現に向けて取り組むことといたしております。

では別紙の1で御説明いたします。A3判のものをお開きいただきます。この資料は、左のほうから現在の戦略の取り組み内容あるいはその結果、新たなニーズというのが真ん中、そして右側に、これを踏まえての新たな戦略の内容というような構成でつくっております。右側の新たな戦略の内容に沿って説明いたしたいと思っております。

まず、生産戦略のほうでございます。生産戦略には三つの戦略があります。第1番目といたしまして、環境と共生する安全・安心の産地づくり戦略という形でございます。この面につきましては、本県は先進県であります。引き続き、先進県の立場をさらに進めるための

取り組みをしていくという形で考えているところでございます。中身にいきますと、一つは最初のほうに書いてありますように、生産履歴の記帳ですとか県版GAPへの取り組み等を通じまして、安全・安心の取り組みを書面で確認、説明できる状態にしていくというものが一つ目でございます。それから二つ目といたしましては、本県の恵まれた環境を生かして、農薬を慣行栽培よりも減らす取り組みがかなり進んでおるわけですが、その取り組みが、販売数量全体に占める割合でいいますと現状では70%程度になってはいますが、それをさらに進めて平成25年度には80%程度まで引き上げるというような取り組みでございます。それから三つ目の丸といたしましては、本県は有数の畜産県でございますので、その特徴を生かしまして耕畜連携というものに積極的に取り組みまして、土づくりを徹底していい米をつくっていくというものでございます。これが一つ目の戦略。

二つ目が高品質・良食味の産地づくり戦略でございます。この二つ目の戦略は、現戦略にはない新たな視点という形でございます。米余りの状況で、品質の高さあるいは食味のよさというものが、大きく取引されるためには従来にも増して大事な要素となっておりますので、その面を徹底しようという形でございます。一つ目は、県全体で食味の底上げを図るという形で、具体的には今、江刺地区で検討しておりますが、そういうものの栽培と食味との関係の解析を進めまして、どのような栽培管理が食味を上げるために役立っているかというものを整理いたしまして、それを県内全体に徹底しようというものでございます。それから二つ目は、そうはいつでも個々の農家では栽培管理なり、あるいは土壌条件等でばらつきが出るのは、これはやむを得ないことだと思います。これを均質化する、品質をそろえる操作として、カントリーエレベーター等の共同利用施設を積極的に利用しましょうと、こういう過程を経ることによって、かなり均質化が図られるという形でありまして、それを積極的に利用しましょうという形でございます。三つ目としては、優良品種を育成するというような形でございます。

それから、生産戦略の三つ目の柱といたしましては、低コスト技術のもと、安定供給ができる産地づくり戦略という形でございます。これにつきましては、現戦略でも大きな柱として取り組んだところでございます。しかし、平成20年の燃油や肥料の高騰等があり目標が達成できなかったものでございます。そうはいつでも肥料費の低減ですとか種苗費の低減のところ、具体的に成果も見えたところでございますので、2割削減に向けての目標はおろさないで、とにかく今の米価の状況から申しますと低コスト生産というのが非常に優先されるべき項目でございますので、その取り組みを進めてまいりたいと思っております。具体的には地域段階での行動計画をつくって、それを着実に進めるし指導体制も強化するというところでございます。あわせて三つ目の丸にありますように、規模拡大に向けた努力をいろいろ進める、施策を進めるという形でございます。本県はこの面が、1戸当たりの面積が小さいことが、米の生産費を上げている大きな原因になっておりますので、これも力を入れ

て進めていくということにしております。

続きまして、販売戦略でございます。まず、販売戦略の一つ目といたしまして、県産米販売力強化戦略でございます。業務用需要の開拓など、多様な販売ルートの創出ということを新規として掲げております。これまで、米卸し数社に取引相手を絞り込んで営業資源を集中させる指標をとってきたところですが、平成21年産米がかなり残っているというような事実を反省したときに、特定の卸し頼みに限界があったこと、特に小売りや消費者、首都圏の消費者段階での知名度不足が来たものというような分析をいたしておるところでございます。この反省から、コンビニのおにぎりや弁当を扱う商社などへ、1等米比率の高さなど本県産米の強みをPRして、新規需要の開拓に取り組みますとともに、生協などの小売り段階との相互交流事業を行い、コミュニケーションを強化し、米の産地としての岩手県を理解を深める取り組みを進めるものでございます。このほか、これまで首都圏で行っていたフェア等を中京圏、大阪圏でも展開いたしますし、米の輸出につきましても、日本食への関心が高いシンガポールや香港等を中心に展開することとしております。

それから、販売戦略の二つ目といたしまして、県産米知名度向上戦略でございます。ここにおきましては、知事のトップセールスなどを行い、安全・安心の米づくりにまじめに取り組んでいるといった、こだわりの産地をアピールいたしまして、米産地としてのイメージアップを図ることとしております。また、消費地の生協などと食育パートナー協定のような関係を築くなど、こちらから積極的に消費地に出向いて岩手県産米の知名度向上を図っていくつもりでございます。そういうようなことを考えております。

最後に、米の消費拡大の取り組みという形でございます。これは、これまでも取り組んできたところでありますが、戦略というよりは広く運動的なものとして、御飯のよさをPRする普及啓発活動、ひとめぼれの店などとして認定する制度の活用、拡大による利用推進、さらには米粉を使ったパン、めんなどの普及拡大により、米の需要を支えるというようなものでございます。

以上、ちょっと走って御説明いたしましたが、生産と販売それぞれの取り組みを進めるとともに、両者が連動、連携した展開を行い、消費者や実需者に支持される県産米の産地確立を目指すこととしております。なお、本体のほうを別紙2でつけておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。以上で御説明を終わります。

○新居田弘文委員長　ただいま執行部から資料の差しかえの申し出がありましたので、これを許します。

○千葉振興・衛生課長 それでは、国内での高病原性鳥インフルエンザの発生に対する本県の対応について御説明いたします。まず、高病原性鳥インフルエンザという病気ですが、家畜伝染病予防法では、A型インフルエンザウイルスのうち16種類ある亜型のH5とH7が、ニワトリ、アヒル、ウズラ、キジ、ダチョウ、ホロホロドリ、シチメンチョウの家禽に感染する病気です。伝染性が強く死亡率が高いため、口蹄疫と同様に国際的に最も警戒されている家畜伝染病であります。日本では、平成16年1月に山口県で79年ぶりに発生して以来、平成21年度までに8県で発生していました。

本年度の発生状況でございますが、これまでになく全国的に広い範囲で感染が確認されております。昨年10月に、ウイルスを伝搬するとされる野鳥での感染が北海道で確認されて以来、15道府県で確認されるとともに、家禽では、昨年11月に島根県の養鶏場で確認されて以来、鹿児島県、宮崎県、愛知県、大分県、和歌山県、そして三重県の7県で、昨日までに20農場で確認されております。本県では、これまで野鳥、家禽ともに発生は確認されておられません。

次に、2ページをごらんください。全国的な鳥インフルエンザの体制に対する本県の対応であります。まず、国内の養鶏場で発生が確認された都度、家畜保健衛生所が県内すべての養鶏場—ここでは100羽以上飼養している農場527戸ですが、聞き取り検査あるいは立ち入り検査を行い、ニワトリに異常がないことを確認してきました。特に立ち入り検査は、昨年国内で初めての発生に合わせ12月に、次いで渡り鳥が北に帰る前の1月の2回行っており、一部の養鶏場では防鳥ネットの破れなど管理が不十分な点がありましたが、直ちに改善を指導し、現在は適切に飼養衛生管理されております。また、発生県と本県との農場の間には、鹿児島県以外ではニワトリや種卵の移動はなく、鹿児島県から種卵導入があった1農場でも、ニワトリに異常はありませんでした。また、すべての養鶏場に対しまして、ニワトリに異常を見つけたら直ちに家畜保健衛生所まで通報するなど、監視体制を強化してきました。

次に、愛玩鶏など100羽未満の小規模飼育者に対しても、2月に家畜保健衛生所による立ち入り検査、あるいは市町村と連携したチラシの配布において注意喚起を行っております。また、市町村、関係団体を対象に家畜防疫対策会議を開催し初動防疫の確認を行ったほか、国から国内外での発生の情報提供があった都度、文書で情報提供をしております。また、市町村と連携し防疫演習を行い、初動防疫体制の確認も行いました。

一方、韓国でも昨年の11月以降、鳥インフルエンザと口蹄疫がほぼ全土で蔓延しております。韓国では、発生農場と周辺農場を合わせて殺処分を行っており、鳥インフルエンザは44農場で発生し540万羽のニワトリを、口蹄疫は3,447農場で発生し342万頭の牛、豚の

殺処分がなされております。このため、日本あるいは県内への侵入の危険性が増していると考え、いわて花巻空港における海外旅行者への靴底消毒の徹底、さらには市町村や旅行業者を通じ、県民が韓国に旅行した際には、全国の空港で行っている動物検疫の協力についても呼びかけました。また、宮崎県からの要請を受けまして、1月から2月15日まで家畜保健衛生所の獣医師4名を派遣しました。

次に、万一の発生に備えた準備についてであります。食の安全安心関係危機管理対応指針に基づき、庁内関係課による危機管理連絡会議、広域振興局の地方支部連絡会議を開催し、初動防疫体制の確認などを行うとともに、本県としての危機管理を3段階に設定し、現在は同時期に全国各地の農場で発生しているフェーズ1と考えており、今後、国内での発生状況に応じ危機管理を強めてまいりたいと思います。

次のページをごらんください。家畜保健衛生所では、消毒薬、防護服など初動防疫の資材を備蓄するとともに、防疫作業を応援する県職員を確保しております。また、すべての養鶏場において埋却地の確保を終えており、埋却作業を円滑に進めるため、岩手県建設業協会との間で協定を締結し、万一の場合、直ちに着手できる体制を整えております。また、想定外の拡大に備え、自衛隊に対し派遣要請への対応についても確認しております。

次に、万一発生した場合の初動防疫措置であります。本病の診断は、家畜保健衛生所が養鶏場から異常の通報を受けたら直ちに農場に立ち入り、検査を行います。農場に対しては異常の通報を行う判断基準として、通常の死亡羽数の2倍以上とするなど具体的な数値を示し、直接通知し報告を行うこととしております。検査は、中央家畜保健衛生所が簡易検査と遺伝子検査の二つを行います。まず、簡易検査でA型を確認し、次いで遺伝子レベルの精密検査でH5、H7亜型を確認し、国との協議の上、疑似患畜の判断を行います。国の防疫マニュアルでは、遺伝子検査は現在では国が行うこととなっておりますが、昨年の国内発生から各県の検査で判断されており、本県でも検査の体制が整っておりますので県で実施し、これによって疑似患畜の判断を2日間ほど短縮できますので、直ちに防疫作業に入る体制を整えていきたいと思っております。万一発生が確認されたら、知事を本部長とする対策本部を立ち上げ、直ちに初動防疫措置に着手します。初動防疫措置は、まず発生農場での疑似患畜の殺処分、焼埋却、消毒を行います。また、半径10キロ以内を移動制限区域とし、ニワトリ、卵の移動を禁止するほか、周辺地点での国道や県道で、ウイルスの蔓延防止をするための車両の消毒ポイントを設置します。さらに、移動制限区域内の農場では、ウイルスの感染がないことを確認する検査もあわせて行います。移動制限は、発生農場の防疫措置が終了し、3週間以上発生がなければ解除されることとなります。

一連の国内での発生から、国際的に日本が清浄国に復帰するためには、最終発生の農場で

—現在の最終発生は昨日の三重県の発生ですけれども、防疫措置がすべて終了し、3カ月間以上発生がなければという条件となります。以上をもちまして説明を終わります。

○菅原競馬改革推進監 それでは、まず平成23年度の岩手県競馬組合事業計画につきまして、1ページ目の事業計画のポイントによりまして概要を御説明いたします。

左側に三つのキーワードを示しておりますが、来年度は一つ目として、来て、楽しんで、買っていただける魅力づくり、それから二つ目として、ファン組織や団体、企業とのつながりづくり、それから三つ目としまして、JRAとの相互発売など、将来を見据えた基盤づくり、この三つを基本方針として取り組んでいくこととしております。

このような方針のもとに主な取り組みでございますが、競走計画については、グレード3競走、全国シリーズ競走、それに加えまして芝競走や薄暮競馬の充実、それから新たに短距離競走、あるいは全国の女性騎手が参加いたしますレディースジョッキーズシリーズ、こういった魅力あるレースやイベントに取り組むこととしております。賞金水準は維持いたしまして、馬資源の確保に努めてまいります。

お客様サービス計画でございますが、多くの方々に競馬場やテトラックに来場あるいは参加いただきますよう、参加促進策と発売促進策について広報やイベントなどさまざまな工夫をしながら行うこととしております。

それから基盤づくりのほうでございますが、平成24年度から営業開始いたします、地方競馬共同トータリゼータシステムの構築、統合ネットワークの運用と書いてありますが、映像と情報と、それから投票の三つの回線を一気に統合しましたネットワークの運用を平成23年度から開始するということと、地方競馬全国協会が助成しました緊急対策事業を活用しまして、投票端末の更新などを進めることとしております。こうした取り組みによりまして、地域に根差した産業として着実に継続発展ができるよう、競馬関係者が一丸となって持続可能で安定的な事業運営の実現に努めることとしております。

次の2ページをごらんいただきたいと思います。平成23年度の収支計画でございます。左側のほうから、平成22年度の当初計画額①、平成22年度最終見込額②、平成23年度の計画額③とございます。そして、右側のほうには増減額ということで、③から①を引いたもの、③から②を引いたものとございます。この中の、③の平成23年度計画額の欄をごらんいただきたいと思います。まず、収入の合計でございますが—これはCの欄でございますが、来年度の計画額は、今年度の最終見込額に対しまして5.7%減の195億5,100万円を計上しております。また、売り上げ原価を差し引きました総利益—これはEの欄でございます

が、本年度の見込額に対しまして6.3%減の49億1,800万円を計上しております。それから、販売費及び管理費でございますが—これはFの欄でございますが、今年度の見込額に対しまして6.3%減の48億8,500万円を計上しております。そして、一番下の当期利益でございますが、経常損益と同額の1,000万円の黒字を見込んでございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。岩手競馬経営の将来方向検討会議について御説明いたします。まず、これまでの検討状況でございますが、この会議につきましては、昨年11月以降、競馬場の現地調査や厩舎関係者との意見交換を行いながら、岩手競馬の現状と課題について整理いたしまして、委員からいただきました意見をもとに、1月の第3回の会議におきまして安定経営に向けた基本的方向のたたき台を取りまとめたものでございます。内容につきましては、そこに要旨を掲げているものでございます。

それから第4回の会議の状況でございますが、これにつきましては、先週の21日に開催いたしまして、開催内容の欄にございますとおり、マーケット拡大の取り組み方向や経営体質強化の検討に向けました開催形態についてのシミュレーションの方法について、協議をいただいたところでございます。シミュレーションにつきましては、表がございますけれども、幾つかのパターンに分けて試算を行っております。一つは、開催競馬場につきましては、一場体制へ移行した場合や、あるいは二場体制のまま一方の競馬場に大幅にシフトをした場合、それから開催曜日につきましては現在、土曜、日曜、月曜と開催しておりますが、そのうち土曜開催を取りやめたり、あるいは縮小した場合、それから発売規模につきましては、発売額が現在のトレンドで推移した場合、そういった幾つかのパターンに分けて収支等の試算を行うこととしております。

これらにつきましては委員からの主な御意見でございますが、情報発信、集客、ファン拡大の取り組みにつきましては、東北唯一の地方競馬として東北各県へPRを強化してはどうかというような御意見、それから各種団体等でさまざまな研修会がございますので、競馬場での開催を働きかけてはどうかといったような御意見がございました。また、JRAとの相互発売を視野に入れた取り組みにつきましては、レースを絞って賞金を上げるといったようなめり張りが必要ではないかという御意見の一方で、全国レベルに通用するようなレースと、あるいはそうではないものが両立するようなバランスも必要ではないかといったような御意見がございました。それからシミュレーションの方法につきましては、試算のパターンの一つ追加してはどうかといった御意見のほかに、売れる商品づくり、販売チャネルの拡大といったものが大事ではないかといったような御意見が出たものでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、3月18日に第5回の会議を開催いたしまして、このシミュレーションの結果をもとに、中長期の経営安定方策について総括的な討議

を行う予定としているものでございます。説明は以上でございます。

○新居田弘文委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○工藤勝博委員 いわて純情米の新たな戦略についてお伺いします。米価の下落からどういう形で戦略を練って岩手県産米を売るかという重要な時期に差しかかっていると思えますけれども、去年の全国の販売の状況を見ましても、岩手県産米のひとめぼれ、あきたこまちが、特に量販店の棚に載っていなかったということもよく聞かれるのです。岩手県の米って一体何の米があるのかという、そういう状況を真摯に受けとめなければならないと思います。

これからの戦略とすれば、今の既存の品種をいかに売るかということは基本的にあると思うのですけれども、そのアピールする度合いが、プレミアムだ安全・安心だというのは、どこでもうたっている印象だと思うのですよ。それ以上に何か強く訴えるものがなければ、消費者の目にも口にも届かないなという思いをしております。

きのうだったか、あるところで一岐阜県でしたか、今のコシヒカリの粒の1.5倍の米というのを、農政局の職員が自分の田んぼで突然変異を見つけて、それを増殖して近隣の農家に栽培をお願いして、そのお米が地域ばかりではなく、地域の特産といいますかブランドとして販売できていると。そういう小さい量でも、小さいながらも、アピールする度合いがある品種開発に持っていかないと、これはなかなか難しいのではないかと思います。そういう部分も含めて、農業研究センターでもDNAマーカーで短期間につくるといいながらも、その辺の進みぐあいというのはどういう形で考えているのかお伺いしたいと思います。

○千葉農産園芸課総括課長 品種の開発は、農業研究センターの隣にあります生物工学研究センターで行っています。それが本県の品種開発における強みの一つだと思います。生物工学研究センターのほうでは、米のDNA配列を短期間で解読して、良食味の米であればどういった特徴的な塩基配列、良食味と言われるものには必ずこういう塩基配列がありますよと—それがDNAマーカーと言っているわけですが、それを、良食味だけではなくて耐冷性とかいろいろなDNAマーカーを作成中で、それが間もなくできる見込みですので、それを使いまして農業研究センターのほうでは交配育種という形でやっているわけですが、今までは、かなり年数がたって実際つくってみて、病気に強いとかあるいは食べてみておいしいとかいうような選抜をしていたわけですが、それが遺伝子レベルで早い段階からできるという形で、品種開発が非常に短縮できるということで、今進めているところでございます。具体的には何年ごろという話だと思いますが、とにかく極力その手法で急ぐという話でございます。

一方で、今現地の段階で栽培検討している品種が一正確に言えば系統という形になるのですが、平成22年度は6系統ございまして、現地でもいろいろ見て、そのうち2系統は現地でも余り評価がよくないので、来年度は4系統で検討することにしております。この中から現地の評価が高いというものをいただければ、スケジュール的には翌年度、平成23年度、平成24年度にもというような形、可能性とすればそういうことになります。ただ、今のところでは、あきたこまちとかひとめぼれにかわるものについては、平成26年度ごろを目指して新しい品種に出せたらというような形で、最大限努力をして研究開発をしているところでございます。

○工藤勝博委員 品種開発は時間のかかる問題でもありますけれども、今までの岩手県独自の品種も、いわてっこなりかけはしなど見てきましたけれども、消費者にいまいちの感もあるわけですね。確かに、こしひかりを超える遺伝子を配列しても、それを上回る品種は、これはどこでも多分やっているだろうと思います。やはり岩手県独自のアピールができるような米づくりにしていけないと。良食味そして安全というのは、確かに一つのキーワードになるのですけれども、例えば宮城県の鳴子米というのがあるのです。その鳴子米というのは、その土地に合った宮城県で育成した品種で、その土地でつくればこそ鳴子米で、お客さんにアピールできる米だと。そういった視点でも考える必要があるのではないかと思うのです。あれこれだというだけではなく、そういう品種の取り組みも必要だろうと思いますので、岩手県もそれぞれの地域が広範囲にわたるので、なかなか県一本の品種では難しいと思うのです。例えば面積が100ヘクタールぐらいの面積でも、その米だよというのでアピールできるような品種開発が必要ではないかなと思いますので、その辺も含めて、今後こういう戦略といっても、消費者にはなかなか届かないと思うのです。もうちょっと工夫が必要だろうと思いますが、何かいい方法はないでしょうか。

○千葉農産園芸課総括課長 今の御指摘は、非常に貴重なお話だと思います。本論の5ページ目に、取り組み事例という形で二戸の取り組みを載せております。これは、化学肥料ではなくて鶏ふん肥料を使った米づくりというものを進めていて、稲刈りのところに消費者の方とか生協の方とかに来てもらって、一緒に稲刈りのイベントをしているというような形で、まさに鳴子の話もそうですけれども、食べる人、買ってもらう人と、つくる人が直結するように、顔が見えるような取り組みというのは非常に大事だと思っていますので、先ほど申しましたように卸し頼み一辺倒で来た嫌いがあったところを、消費者なり小売店なりの関係で、どんどん生産現場のほうに来てもらったり、あるいはこっちから行ってつくり方を説明するなりという場面をふやして、お互いの顔が見えるような関係を築いて、県産米の販売強化という、結果につなげるような取り組みを進めてまいりたいと思います。

○佐々木博委員 森のトレーについて伺いたいと思います。さきの一般質問で、阿部富雄議員がこの問題を取り上げまして、これ以後の進捗状況について、ある程度把握できたわけがありますけれども、いずれ16億円を越す債務超過ですよ、生産組合の財務状況が。それで、金融機関に資産は全部担保に供されているわけでありまして、先日の答弁をお聞きしますと今後の動向を見守るといようなことでしたけれども、動向を見守って回収のめどというのはあるのでしょうか。私は全然ゼロではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

○堀江林業振興課総括課長 森のトレーの補助金返還金回収のお尋ねでございますが、委員のお話のとおり、債務超過の状況に組合はございますが、現在、久慈市が直接の債権者として、組合と返還について交渉に当たっているところでございます。久慈市のほうでは現在、組合のみならず役員の資産状況も調査して、確認、精査を行っております。そういったものを材料にしながら、弁護士等にも相談して債権回収に向けて検討しているところでございます。私どもも、久慈市のそういった状況を逐次報告を受けながら助言しておるところでございます。現在はそういった久慈市の取り組みを支援しながら、債権回収についてあらゆる方策を模索しているところでございます。

○佐々木博委員 いろいろ御努力されていることはわかりますけれども、問題は見込みがあるのかどうかという話です。ないでしょう。例えば、組合の理事だって全部責任があるわけではないでしょう。それから銀行だって、債権を売却して譲渡しているところもあるわけでしょう。債権譲渡を受けたところというのは、担保をはがすとかそんなことは、まず応じませんよ、これは常識ですからね。私は、ただ見守っているというのは、ただ時間稼ぎだけしているのではないかなというふうにはしか見えてしょうがないですね。どんどん、どんどん時間だけがたっていくのではないかと思うのです。今の岩手県の状態、債権は持っているわけけれども、例えば、民間企業で上場企業でしたら、監査法人の監査を受けなければ決算書を出されない。こんな状態だったら監査法人は100%損失処理しろと言いますよ。このままの決算書なんか通しませんよ。どうなのですか、回収だということで見守っているのか。

○堀江林業振興課総括課長 大変厳しい状況であることは、委員おっしゃるとおりでございますが、私どもとすれば、可能性のある限りその可能性を追求して、組合のほうから回収できるような方策を、県では検討しているところでございます。

○佐々木博委員 少しでも回収があればいいのでしょうかけれども、私は現実には無理だと思うのです。それで、現実にはもう立てかえて国には返還しているわけでありまして、最終的には債権放棄をすればそれで済むという話だと思っておりますけれども、多分この問題で、何

もしないで15億3,000万円が全額県民負担ということになると、県民感情としてはなかなか承服しがたいことが、県民の皆さんの気持ちは多分そうだろうと私は思うのです。

それで、訴訟でも訴訟記録を見て裁判の傍聴にも行きましたけれども、証人尋問もずっと見てきましたけれども、一つの問題というのは、林業構造改善事業が確立された技術のものでなければ補助金の対象にならないでしょう。これは、当事者双方争いようのない事実ですよ。あ のとき、連続して機械化で木製のトレーをつくる技術というのはなかったわけでしょう、相手のトリニティ工業は。そうでなければ補助金の対象にならないのだから、その技術をどこが持っていたのですかという問いかけですね、当初で。それに対して明快に答えられなかった。問題は、林業構造改善事業が、本当に技術が確立されているものでなければ補助金の対象にならないのだとすれば、補助金の対象になるべき事業ではなかったわけであるし、多分確立がされてなかったわけですからね。そのことについて、県ももちろんそうありますけれども、林野庁だって当然了解していたわけですよ。私はそう思うのです。そうすると、責任の一端が林野庁にもあるのだということを主張しているわけですが、やはり林野庁の責任というものをきちんと追及しないと、県民負担ということでは、県民感情からするととても承服できない、皆さんそう思っているのではないかと思うのですけれども、その辺についてどう考えていますか、林野庁の責任についてですね。

○堀江林業振興課総括課長 昨年の9月から10月にかけて当議会でその件について、るる説明してまいったところでございまして、10月には森のトレー事案の報告書を作成したものを御説明したところでございます。その報告書の中にもございますとおり、私どもとすれば、国にも責任の一端があるということで主張をしてきましたし、そう思っております。そのことにつきましては、9月議会終了後に上野副知事が林野庁及び財務省に伺いまして、報告書を含めてそういったことを説明してきたところでございますが、現時点におきまして国は、林野庁は、林野庁に責任があると認めてきてないところでございます。

○佐々木博委員 補助金適正化法というような法律があつて、あれは補助金を出したほうについて何ら責任は問われない法律になっていて、非常に変な法律だなというふうに思いますけれども、補助金返還のこの問題は、補助金適正化法の問題とは全く別個の問題だというふうに私は思っているのです。それで、トリニティ工業とは訴訟で負けましたけれども、もし林野庁が話し合いに応じなければ、国との関係でいろいろあるかもしれませんが、訴訟も辞さない、それぐらいの強い決意で臨まなければいけないのではないかなというふうに思っています。部長どうですか、国を相手に訴訟をするということも、国と地方は同格だと普段言っているわけでありますから、本当にそこまで踏み込まないと県民の理解はなかなか得られないと思いますけれどもいかがでしょうか。

○小田島農林水産部長 今、佐々木博委員から、国に対して訴訟を提起するというようなところまで踏み込まないと、県民負担については納得がなかなか得られないのではないかというお話がございました。私どもも昨年の10月に、上野副知事に私も同行しまして、国には報告書を持って国の責任についても、るるお話をしてきたところであります。

会計検査院のほうから指摘を受けたということ、それに伴う返還だということ等もあって、経過については、林野庁はいろいろなことがあるにしても、公式見解としては林野庁そのものの責任というものは認めない形で事業が進められたというようなことを繰り返されたというところはございます。それについて、当部としては当方の報告書でもって主張してございますし、それから補助金適正化法の問題もありまして、それについては制度改善を要望したり、あるいは補助金から一括交付金への見直しについても前向きな回答はいただいたところであります。

訴訟をという、その話については、委員の御提案は重く受けとめつつ、実際にそういった経過を踏まえて訴訟提起をして、もう一度事実関係を調べつつ勝ち取れるかどうかという問題もありますので、今後の森のトレーの、今の回収努力を行うということとあわせて御提言として受けとめてさせていただきたいと考えてございます。

○佐々木博委員 これでも最後にしますけれども、さきの阿部富雄議員の一般質問の中で、職員の問題等についても触れておりましたけれども、私はそういうことは求める気持ちも全然ありません。ただ実際、この問題というのは本当に大分時間がたっていて、現実には訴訟をやるとなっても、例えば証人の問題一つとっても時間がたっていますし、あるいは時効の問題も出てくるかもしれませんし、法律的にはいろいろ難しい問題もあると思います。それから、今おっしゃったとおり本当に時間がたっていますから、事実関係の証明も非常に難しくなっているだろうと、そういった困難な問題がいっぱいあるということはもちろんよく承知しています。

しかしながら、このまま引き下がるわけにはいかないということも、県民感情としてはやはりあるだろうと思います。ですから、本当に訴訟も辞さないぐらいの覚悟で臨んでいただきたいというふうに思いますし、そうでないと、全額県民負担となりますと、恐らく議会でも皆さん御質問、かなり難しい問題が出てくると思います。ですから、やはりそこまで踏み込んで、そういった決意で取り組んでいただきたいと思います。終わります。

○吉田敬子委員 私のほうからも、いわて純情米について何点か質問させていただきたいのですが、先ほど工藤勝博委員のほうからお話がありましたけれども、米価の下落があって、私も米の生産者とお話をさせていただく機会があるのですが、県産米のこれからの生産

戦略、販売戦略は大事だと思うのですが、その中でこれまでの取り組みの中で、生産戦略の中でプレミアムブランド米の契約販売数量、現状で平成18年ゼロトン、目標が1,000トンということだったのですが、実績が3.5トンと、どうして伸び悩んだのかをお願いいたします。

○千葉農産園芸課総括課長 プレミアムブランド米については、食味の数値が一定水準とか、いろいろ厳しい条件を設定しています。つくる場面から申しますと、本県は農薬が通常の慣行栽培というのは16成分となっておりますが、このプレミアムブランド米は4成分という形で、非常に限定されているわけです。除草剤に2成分使っているし、農地に使えば、いもち病対策に使えば、被害が非常に多いカメムシ対策として農薬は使えない。そのかわり何があるかという、徹底した畦畔の草刈りというような形で対応するしかない。生産者となれば非常につくりにくい。一方で、当初想定していたよりは、今の社会情勢で単価を高く販売できない。そういう特別なつくり方で、非常に汗を流して苦労してつくったものであっても、その価格は、通常のものよりは当然高いのですが、何割高ぐらいで2倍にも3倍にもならない。そうすると、生産のほうからすれば苦労して病害虫の発生をひやひやしながらくっても、実入りがそれぐらい、期待した以上ではないということで、計画に比べれば大幅に少ない量しかつくれなかったものでございます。

○吉田敬子委員 ありがとうございます。もう一つの販売戦略の中で、知事のトップセールスの実施ということで、例えば宮崎県の知事もいろいろなところへ行くところへ一生懸命されているのを拝見するのですが、彼はタレントという肩書きもあったことあるのですが、知事がトップセールス、これ私も大事だと思っております、今後も知事のトップセールスを実施されるということなのですが、これまでの取り組みに加えて具体的に何か新しいことをされるものがあるのか、もしあるのであればお示しいただければと思います。お願いいたします。

○菊池流通課総括課長 知事のトップセールスについて、これまでいろいろな機会をとらえて知事のトップセールスをしてきたわけですが、殊この米の新しい販売の部分の戦略として考えておりますのは、岩手県の米のひとめぼれのよさを理解していただくことはそのとおりであります、岩手県という米づくりの産地に対して、信頼感といいますか理解を深めていただくために今戦略の中で考えておりますのは、生産する方々—例えばJAの組合長方と知事とが、セールスのチームのようなものを組んで東京あるいは中京圏、近畿圏をフェアの際に回って歩くとか、そういうことも考えておりました。

○吉田敬子委員 知事のトップセールスは大変大事だと思うので、これからも頑張ってくださいと思います。

もう一つ、最後なのですが、9月の決算特別委員会で、どなたか覚えてないのですが、たしか東京の銀河プラザで米を販売されていると思うのですけれども、銀河プラザに置いてある米が2キロからでしたか—確認なのですから、できれば小さい、手で持って帰っても負担にならないような量を、ぜひ銀河プラザでも置いていただくことというのは検討できないものかどうかという、委員のほうからのお話がありまして、それに対しての当局の回答は、ぜひそういう検討させていただくということだったのですが、今後実際にそれは具体的に進めていただくことになっているのか教えていただけますか、お願いいたします。

○菊池流通課総括課長 いろいろな御指摘をいただきまして、今、一番小さいサイズが2キログラムの袋になっておるのですが、銀座周辺を移動する方々が2キロの袋を持って歩くのは重過ぎるのではないかと御指摘などもありまして、今、300グラムの袋を銀河プラザに置くことにしております、正確な販売状況は把握しておりませんが、なかなか好評いただいているというふうにお伺いしております。

○吉田敬子委員 ありがとうございます。私の東京にいる友人で、岩手に来ておいしいお米を食べたけれども、実際に銀河プラザに行ったときに、自分で買っても持って帰るには大変困ったという話も聞いていたので、ぜひこれから小さいサイズのものをどんどん銀河プラザ等でも、米に限らずなのですが、気軽に皆さんが買えるような取り組みをこれからもぜひ進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○新居田弘文委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。

次に、来る3月14日に開催予定されております当委員会の運営についてお諮りいたします。本日の委員会をもちまして、さきに当委員会が付託を受けた案件はすべて審査を終了いたしました。よって、当委員会への付託案件は現段階ではございませんが、来る3月14日に開催予定の当委員会については、期限までに請願陳情の提出がなかった場合は所管事務調査を行うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 御異議がないようでありますので、さよう決定いたしました。

なお、調査項目については、本県木材産業の現状についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

ただし、請願陳情の提出があった場合は、この所管事務調査は行わず、提出された請願陳情について審査をすることといたしますので御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。